

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第4回 恵庭事件裁判について

会員 内藤 功 (6期)

私は、恵庭事件の弁護団の一員として、1963年9月27日から1967年3月29日の無罪判決まで、41回3年半の全公判期日に札幌地裁に出廷し、弁護活動にあたった。

第1 自衛隊法違反で起訴

北海道の陸上自衛隊演習場の隣接地で酪農業（乳牛）を営む野崎さん一家は、至近距離での米空軍及び航空自衛隊の戦闘機による対地攻撃訓練、陸上自衛隊の実弾射撃による轟音、震動等の被害を受け、現地部隊、防衛庁（当時）に抗議したが誠意がない。1962年12月11日、子牛の能力検定の日、突然、実弾射撃を始めた。野崎健美、美晴の兄弟が、演習場内で、射撃命令伝達用の野外電話線及び着弾音を収録する通信線を切断した。札幌地検は、自衛隊法121条「防衛の用に供する物」の損壊罪として起訴した。弁護団は、この起訴は、自衛隊合憲判決を得ようとする意図だと判断した。

音に敏感な牛に、爆撃、砲撃の轟音が与える流産、早産等の被害から、平穏な生活、牧場経営を守るために、万策尽きての正当行為、正当防衛である。そして、自衛隊及び自衛隊法は憲法9条違反である。この方針で立ち向かった。

第2 自衛隊違憲論の組み立て

自衛隊違憲論の組み立てを弁護団で議論し大きな柱を立てた。第1は、自衛隊の本質は、米軍に従属する軍隊である。第2として、故に自衛隊は、攻撃的な軍隊である。第3は、故に自衛隊は反国民的な軍隊である。第4に、故に、憲法9条につきいかなる解釈手法をとろうとも、憲法違反の軍隊である。

「いかなる解釈手法…」とは、「自衛の戦力なら許される」という立場に立っても、「自衛を逸脱した軍隊だ。自衛の戦力ではない」との論旨である。自衛隊は単独で海外攻撃などできない。あくまで、米軍との共同、米軍と一緒にという仕組みの中ではじめて可能だ。対米従属の軍隊という本質に基づく立論である。

第3 自衛隊の極秘文書

この主張を裏付ける資料として、単行本のほか、新聞記事の切り抜き、『軍事研究』『国防』『航空情報』『世界の艦船』等専門誌等。しかし、内部資料がない。1965年3月3日の弁護人の冒頭陳述及び証拠請求の期日が迫る。2月10日の夕方、新幹線で開いた夕刊のトップ記事で、衆議院予算委員会で、岡田春夫議員が、佐藤栄作総理に対し、防衛庁統合幕僚会議主宰の「昭和38年度統合防衛図上研究」略称「三矢（ミツヤ）研究」の極秘文書を示して、自衛隊の戦争参加計画を追及したことを知った。朝鮮半島の南北間で戦闘が始まり、米太平洋軍が出動、日本政府と自衛隊は、米軍を全面支援し、国家総動員法などになった戦時立法80件を提出し、2週間の短期審議で成立させる。恐るべき内容だ。これこそベスト・エヴィデンスだ。岡田議員から資料をお借りし、その読み込みと分析に集中した。

第4 統合幕僚会議事務局長の尋問

3月3日の公判では、先ず検察官に対し、三矢研究が国会内外で大きな問題になっていることについて、検察官の見解を求めた。検察官から、「三矢研究の内容あるいは問題点、それが重要なものである

だけに相当な時間をかけて、又訴訟との関係も考慮して検討したい」旨の答えがあった。そこで、冒頭陳述、証拠請求に入り、三矢研究の統裁官、当時の統合幕僚会議事務局長・元陸将田中義男氏の証人尋問を求めた。採否をめぐり、3月3日の午後、4日の午前・午後を通じて激しい論戦の結果、田中義男証人が採用された。

5月27日の証人尋問で、防衛庁での図上研究に、米軍から誰も来なかったのかとの間に、証人は「在日米軍司令部の第2（情報）部長ランプキン陸軍大佐、第3（作戦）部長ブリッジス空軍大佐、第4（後方支援）部長ビッセンシャフト海軍大佐の3人が来た」と証言した。重大な証言だ。また、「三矢研究の文書では、自衛隊の高射砲部隊を、千歳、三沢及び横田の航空基地に配備し防空を準備するとあるが、なぜ、先ず米軍基地を守るのか。東京、大阪など日本の都市は守らないのか」との問には「それは防衛計画でちゃんとできております。米軍は対空部隊をもっておりません。こちらから援助してやる」と答えた。内部文書には「自衛隊はあらゆる対米作戦協力を積極的に展開し、もって朝鮮戦線における米軍の勝利を早める」とある。田中証言は、7開廷、約35時間に及んだ。二度とこういう機会はないと思い、極力「論争」にならぬよう、率直に自衛隊の実情を語ってもらえるよう尋問を工夫した。

第5 論告求刑の削除・違憲判決の予測・最終弁論

田中尋問終了後、さらに、陸海空の現職幕僚長の尋問、自衛隊の統合実働演習の現地検証を求めた。その次は、通信線切断に至る経過、牧場の被害状況を立証する計画であった。

ところが、裁判所は1966年8月1日付け文書で、一切の証拠調べを却下した。11月9、10両日に論告公判が行われた。論告公判で、弁護団は、「通信線切断に関する弁護側の証拠請求をすべて却下したのに、通信線切断を有罪とする論告求刑をすることは不公平であり、断じて許されない」と主張した。裁判所はこれを容れ、論告文から通信線切断に言及する部分を削除し、さらに「情状及び求刑」の朗読も禁止した。

弁護団は、この審理の推移からみて「有罪判決は出ない。無罪だ。その理由は、最大の争点たる自衛隊法の違憲による無罪以外にない」との予測を強めた。最終弁論では論点を違憲論に絞り、40人の弁護人が7日間、違憲無罪を求めて陳述した。

第6 無罪判決・控訴断念・恵庭事件の今に生きる意義

1967年3月29日、無罪判決。理由は「通信線は、『防衛の用に供する物』に該当しない」ということで、違憲判断を避けた（札幌地裁1967年3月29日判決。下刑集9巻3号359頁）。無罪なのに検察は控訴を断念。「今後同種の事案が起きても、刑法の器物損壊罪を適用すれば足りる」とした。無罪確定で、野崎さん一家の生活、牧場経営は守り抜かれた。憲法9条を正面に据えて頑強に闘いぬいたことが、無罪判決を勝ち取った原動力だ。恵庭事件で勝ち取れなかった違憲判断は、6年後の、1973年9月7日の長沼事件一審判決（札幌地裁1973年9月7日判決。判時712号24頁）で勝ち取ることができた。